

広島県告示第五百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によって、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十三年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
神尾 智	東広島市西条町御菌宇六〇九五番地	西條整骨院	東広島市西条町御菌宇六〇九五番地	柔道整復	平成二十三年二月一日
前田 陽子	廿日市市原二〇一五番地	廿日市駅前鍼灸接骨院三陽	廿日市市廿日市二丁目三番一号	柔道整復	平成二十三年四月一日
前田 陽子	廿日市市原二〇一五番地	廿日市駅前鍼灸接骨院三陽	廿日市市廿日市二丁目三番一号	はり・きゅう	平成二十三年四月一日
高橋 欣孝	廿日市市峰高二丁目一〇番二号	リトム鍼灸院	廿日市市峰高二丁目一〇番二号	はり・きゅう	平成二十三年四月一日